NEWS RELEASE

No. 25-2

2025年5月16日

(公財)損害保険事業総合研究所

5月25日発刊「損害保険研究」第87巻第1号のご案内

損保総研は、機関誌「損害保険研究」第87巻第1号を5月25日に発刊いたします。同誌の発刊は、5月、8月、11月および2月の年4回です。

今号には、山下友信先生の「請求権代位における差額説と保険法の解釈」を掲載しています。差額説に関して、前号のドイツおよび英国の判例・学説の比較法研究を踏まえ、日本の保険法の解釈のあるべき内容を物保険に即して論じ、次号の人身傷害保険の請求権代位の解釈論に展開する論文です。

連載中の特集企画「保険法研究への誘い―保険法研究方法論の現在地の言語化の試み―」では、今号には、「保険法判例研究の現在と未来」を掲載しています。若手研究者のみならず実務家にも、また、判例研究を執筆する場合のみならず読み解く場合にも、有益な手ほどき書です。保険法の判例研究に特徴的な実務家の役割も論じられています。

意思決定者のリスクに対する親近感の程度がリスク選好に与える影響を分析した実験経済学の論文は、入院経験を有するリスクへの親近感が高いグループの方がリスク中立的なリスク態度を示すという興味深い結果を示しています。

今号に掲載する論稿の概要は、以下のとおりです。

＜研究論文＞

請求権代位における差額説と保険法の解釈

東京大学名誉教授　山下友信氏

人身傷害保険において請求権代位により保険者に移転する権利の範囲については裁判基準差額説と人傷基準差額説の対立がある。この対立は，保険法の制定により差額説が明文化された後も完全には解消されていないが，その議論の前提となる差額説というものがどのようなものかの理論的検討は十分とはいえなかった。そこで，別稿（本誌前号掲載）では，差額説とはどのようなものかについてドイツ法および英国法の比較法的な検討を行った。本稿では，そこで得られた知見を踏まえて，保険法25条の下での物保険における差額説の解釈について考察する。その中心は，人傷保険が類推されることが多い評価済保険における差額説の解釈の検討である。

＜研究論文＞

【特集】保険法研究への誘い―保険法研究方法論の現在地の言語化の試み―（第5回）

保険法判例研究の現在と未来

関西大学法学部教授　原弘明氏

本稿では，保険法判例研究の現在におけるあり方とその未来について検討した。まず，民事実定法分野の判例研究に共通する判例研究のスタイル（判例批評と判例研究）について概説した上で，判例研究に当たって有用な文献を紹介した。次に各論として保険法判例研究に特徴的な点を検討した。検討対象となる判例・裁判例の検索方法や公表媒体，判例研究会の現状などについて概説した。最後に，裁判所による判例データベースの拡充に伴い，近い将来実現するかも知れない判例研究の新しい方向性について，検討対象となる判例・裁判例の数的拡大と，それが判例研究・裁判所に与える影響について私見を述べた。

＜研究論文＞

リスクに対するイメージがリスク選好に与える影響の考察　～パラメータに依存しない選好測定法を用いたアプローチ～

明治大学商学部専任教授　藤井陽一朗氏

本研究では、リスクの属性として意思決定者が主観的に抱いているリスクに対するイメージあるいは親近感の程度に着目する。多くの意思決定者がリスク回避的であることは、多くの先行研究によってコンセンサスが得られている。これは、結果を評価した効用関数が線型ではなく凹形のゆがみを持っていることと同値である。一方で、確率の認知にどのようにゆがみがあるかについては確率荷重関数で表現するが、リスクへのイメージと確率荷重関数の形状についてのコンセンサスは得られていない。そこで、本研究ではAbdellaoui（2000）が提案したパラメータに依存しない測定方法を用いてリスク態度と確率のゆがみを測定し、リスクへのイメージとの関連性について実験経済学の手法を用いて検証をおこなう。具体的には、新型コロナウイルス感染症などの呼吸器系疾患により入院する可能性がある状況を被験者に示して、保険の評価をおこなってもらう。データ分析から、入院経験を有するリスクへの親近感が高いグループの方が入院経験の無く親近感が低いグループよりもよりリスク中立的なリスク態度を示す傾向が見られた。さらに、確率認知のゆがみについては、リスクへの親近感が高いグループの方が低いグループよりもゆがみが大きくなる傾向が示唆された。

＜研究論文＞

近年の地政学リスクが海上保険ビジネスに及ぼす影響について

東京海上日動火災保険株式会社、早稲田大学客員教授　久保治郎氏

近年の地政学リスクが海上保険ビジネスに及ぼす影響を概観したが，戦争リスクには政治的な要素が絡むため再保険者との間で利害やリスク評価に乖離が生じることで再保険キャパシティが減少し，商業保険者による戦争保険の引受けが困難となる事態が生じ得ること，物理的リスクに加えて保険料の高騰の故に船舶の戦闘地域への入域等が減少するため，戦争保険が実際に発動する損害は，主に「最初の一撃」，すなわち，戦闘勃発時の被弾・抑留による損害に限定される傾向があることが明らかとなった。

また，地政学リスクは，外交政策等を背景とする国・地域間の経済制裁の相違によって戦争保険のみならず海上危険を担保する保険の引受けに必要な再保険キャパシティの不足をも招来し得ることが判明した。

上記を踏まえて国のエネルギー政策上不可欠な海上輸送の維持に必要な引受キャパシティを確保するための新たな仕組みの構築に取り組む必要がある。

＜研究論文＞

アメリカ海上保険法の転換点

―2024年判決*Great Lakes Insurance SE v. Raiders Retreat Realty Co.,LLC*の影響―

東京海上日動火災保険株式会社　新谷哲之介氏

アメリカの保険業は独立戦争にその濫觴を発し，以来アメリカ海上保険法は，連邦海事法の規整の下，イギリス海上保険法と軌を一にしてその判例法体系を形成したが，1955年に連邦最高裁は，海上保険契約に対して州法が適用され得ることを示した。この判例は，以降の海上保険法へ州法の流入を招致し，その結果，各州法上に判例法が多岐に分裂し，国際性が要請される海上保険契約にとって憂慮すべき状況が生じた。こうしたなか，2024年に掲記判決が示された。この判決は海上保険契約上の準拠法指定の拘束性を認めるものであるが，実質的に州法の容喙を制限する結果となることが想定され，これに伴い海上保険契約は再び連邦海事法体系の規律に服することが予想される。アメリカ海上保険法の動向は日本の企業にも利害がある問題であり，この2024年の判決に到る前の状況を示し，これに対して本判決の内容とその実質的な意味を考える。

＜研究ノート＞

公務員個人の職務上の賠償リスクと公務員賠償責任保険に関する研究

東京都立大学大学院経営学研究科博士研究員　長澤昇平氏

公務員は職務上の行為について,国家賠償法,民法,地方自治法を根拠として損害賠償を求められる場面が存在する。そこで,本稿は公務員個人が職務において直面する訴訟上の損害賠償リスクを,過去の裁判例を通じて明らかにするとともに,公務員賠償責任保険との関係でこれらを検討する。具体的には①原告の属性,②職種,職位及び職域によるリスクの差，③賠償金額,④保険の補償対象外となる可能性という4つの視点から検証を試みた。データベースをもとに平成11年から令和4年まで24年間での認容判決を収集し,うち公務員個人が被告となる事件を抽出し確認を行った。分析の結果，職種,職位及び職域ごとのリスクを再評価し,賠償金額の実態を加味した補償内容へと見直す余地について言及した。また,原告や保険の補償範囲との関係では,公務員個人として日ごろから備えるべき損害賠償リスクとは何か示唆の導出を試みた。

＜研究ノート＞

交通事故後の中心性頚髄損傷に関する裁判例分析

JA共済総合研究所　長野博文氏

今回の裁判事例の分析から，交通外傷による中心性頚髄損傷が裁判になる要因として，中心性頚髄損傷の診断・治療の指針やガイドラインが確立されていないこと，その他の頚部の外傷性疾患や変性疾患との鑑別が困難な事案が多く存在すること，事故後の症状に神経学的所見などの他覚的所見が無いにもかかわらず，上肢が痺れているという患者の愁訴だけで中心性頚髄損傷と診断している例などが示唆された。

中心性頚髄損傷と診断名がついた場合には，診断の妥当性，後遺障害等級，素因減額の可否が問題となることが多い。そのため，事故の初動の段階または比較的早い段階で，医療調査等により，症状推移，神経学的所見の有無，画像所見，既往症の有無・影響，素因減額の可否などについて，随時，主治医に確認しておくことが重要であり，そのことが公正，適切な損害賠償の実現に寄与するものと思われる。

＜損害保険判例研究＞

「損害保険判例研究会」判例報告

健康診断におけるバリウム検査後の腸穿孔と医療処置免責の可否

大阪高裁令和5年12月14日判決

令和5年(ネ)第1631号債務不存在確認・保険金等反訴請求控訴事件　判例集未登載

法政大学法学部教授　潘阿憲氏

人傷一括払の合意のもとに人傷社が支払った金銭の性質と人傷社が受領した自賠責損害賠償額を被害者の損害額から控除することの可否

最高裁令和5年10月16日判決

令和4年(受)648号損害賠償請求事件　最高裁判所裁判集民事270号173頁

弁護士(あみた綜合法律事務所)　高野真人氏

以　上

本件に関するお問い合わせ先
公益財団法人損害保険事業総合研究所
「損害保険研究」編集室　sonpo-kenkyu@sonposoken.or.jp

『損害保険研究』購入・新規定期購読申込み
https://www.sonposoken.or.jp/portal/category/item/publications/magazine/